

○重度心身障がい者の医療費助成に関する条例

昭和48年9月29日

条例第20号

改正 昭和59年12月25日条例第23号

平成8年3月11日条例第2号

平成12年3月10日条例第18号

平成17年6月28日条例第18号

平成18年3月14日条例第12号

平成19年12月10日条例第21号

平成21年3月16日条例第8号

平成22年3月17日条例第8号

平成24年3月13日条例第12号

平成24年12月19日条例第33号

平成27年3月31日条例第16号

平成27年6月12日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障がい者又はその保護者に対し医療費の助成をすることによつて、医療費の負担を軽減し、重度心身障がい者の健康の保持と生活の安定を確保し、もつて福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において重度心身障がい者とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、同法施行規則別表第5号の1級又は2級の障がいのある者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所または、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の知的障害者更生相談所において、療育手帳の交付を受けその障がいの程度が((A))の1、((A))の2（((A))を含む。）、Aの1及びAの2と判定された者

(受給権者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることのできる者は、本村の住民基本台帳に登録されている者で、重度の心身障がい者（本村の区域外に設置されている福祉施設等に現に入所している者であつて、当該福祉施設等の入所直前に本村の住民基本台帳に登録されていた者を含む。）であつて、国民

健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及びその他の法律に基づく保険による組合員、被保険者又は被扶養者である者とする。ただし、一定所得以上の受給権者は対象外とし、その所得及び世帯単位等の基準については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の自立支援医療の例による。

（助成の範囲）

第4条 医療費の助成の範囲は、受給権者が国民健康保険法、健康保険法その他の法令の規定によつて当該受給権者が負担すべき額について支給するものとする。ただし、医療費に対する附加給付がある場合には、当該給付を控除した額とする。

2 前項の場合において、保険医療機関等（村長から委託を受けた医療機関等に限る。以下同じ。）で診療報酬明細書又は調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払ったときは、当該明細書それぞれ1件につき100円を限度として助成を行うものとする。

3 受給権者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他の法律に基づき、医療の給付を受けることができるときは、その限度において支給しないものとする。

（助成の方法）

第5条 村長は、重度心身障がい者（児）医療費助成受給券（以下「受給券」という。）の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）が保険医療機関等において受給券及び被保険者証を提示した場合には、当該保険医療機関等の請求に基づき、前条第1項の規定により算定した額（以下「助成額」という。）として当該受給者に支給すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払がなされたときは、受給者に対し助成を行つたものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、村長は、受給者又はその保護者が医療機関等で当該受給者に係る医療費を支払つた場合その他必要があると認める場合は、助成額の全部又は一部を受給者又はその保護者に支給することにより助成を行うことができる。

4 受給者又はその保護者は、前項の規定による支給を受けようとするときは、村長に申請しなければならない。

(損害賠償との調整)

第6条 村長は、受給者又はその保護者が疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において医療費の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した医療費に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の徴収)

第7条 村長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(受給権の保護)

第8条 この条例により医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則 (平成8年3月11日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月10日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年6月28日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月14日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月10日条例第21号)

改正 平成21年3月16日条例第8号

平成22年3月17日条例第8号

平成24年3月13日条例第12号

平成24年12月19日条例第33号

平成27年3月31日条例第16号

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の重度心身障がい者の医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく高額治療継続者である重度心身障がい者については、施行日から平成30年3月31日までの間は、新条例第3条の規定は、適用しない。

附 則（平成21年3月16日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月13日条例第12号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月19日条例第33号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第16号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月12日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。